

1. 内外政

▼大統領の動き

- ・22日、ポロシェンコ大統領は、メルケル独首相と電話会談を実施。両者は、5日のミンスク議定書及び19日のミンスク覚書が全ての当事者により実行された後に、初めて平和的情勢解決に進展があったと言えるという点で合意。
- ・24日、ポロシェンコ大統領は、G7各国及びEUの駐ウクライナ大使と会談。
- ・26日、ポロシェンコ大統領は、「改革戦略2020」を発表し、諸改革を行ったのち、2020年にEU加盟申請を提出する旨発言、また、ドネツク・ルハンスク両州の一部地域における市町村議会及び同首長選挙が、12月7日に行われることを期待しており、現行法に則り、中央選管が管理し、国際監視団が監視し、通リから武器を所持した人物が排され、実施される、それ以外の（武装集団が発表したような）選挙は違法である旨発言。

▼政府・最高会議の動き

- ・22日、トゥルチーノフ最高会議議長は、マリウポリ市を訪問し、同市が東部から南部及びクリミアへと続く戦略的要所であり、同市防衛は最重要戦略課題の一つである、ウクライナは停戦期間を防衛力向上に利用すべき旨発言。
- ・22日、クリムキン外相は、国連本部において開催された世界先住民会議に出席し、クリミア自治共和国及びセヴァストポリにおける、ロシア政権によるクリミア・タタール人に対する弾圧の事例を挙げて非難し、ウクライナ政府によるクリミア半島の先住民であるクリミア・タタール人の権利保護に向けた方策を報告。
- ・24日、ヤツェニューク首相は、国連総会にて演説し、安保理常任理事国であるロシアが国連憲章を違反した、ウクライナは核兵器を放棄し、3か国から領土一体性の保証を得たが、その一国が違反した、ロシアはミンスク覚書の全ての項目を履行する義務を負っており、メニューのように項目を選んで履行してはならない旨発言し、各国に対し、ロシアがクリミアを返還し、ウクライナ政府が東部の制御を回復するまで制裁を解除しないよう呼びかけ。
- ・25日、ヤツェニューク首相は、潘国連事務総長と会談し、東部情勢等を議論、潘事務総長に対し国連による諸問題の解決促進を呼びかけ。

▼東部情勢

- ・19、20両日、ロシアは、国際法、ウクライナ国内法及び数々の合意に違反し、ウクライナ側の同意なしに、「人道支援物資」供与との名目でトラックの車列をウクライナ領内に侵入。
- ・19～21日、ミンスク覚書署名後も武装集団による反テロ作戦部隊への攻撃が継続。デバリツェヴェ、ドネツク空港、マリ

ウポリ近辺をはじめ、各地で戦闘の報告あり。また、当事者同士の捕虜交換が継続。

- ・22～25日、戦闘の報告件数が減少するも、引き続き、デバリツェヴェ及びドネツク空港では武装集団による攻撃が継続。
- ・26日、武装集団の攻撃が再度活発化。ドネツク・ルハンスク両州の各地で、多くの戦闘の事例が報告。武装集団による、グラート及び迫撃砲使用の報告事例も多くあり。
- ・23日、ザハルチェンコ「ドネツク人民共和国首相」及びカリーキン「ルハンスク人民共和国最高会議議長」は、11月2日に両「人民共和国」の「最高会議選挙」及び「首長選挙」を行う旨発言。
- ・26日、停戦及び段階的安定化の問題を扱う管理・調整共同センターの作業グループの活動が開始。同グループには、ウクライナ側代表者、OSCE監視団及びロシア兵76名が参加、目的は、ミンスク覚書が規定する、100ミリ口径以上の兵器の規定された距離圏内からの撤去、30キロ緩衝地帯創設、及び、対峙する当事者が規定する地区において設置された地雷・爆発物の除去。

▼その他

- ・21日、ジェミレフ・クリミア・タタール民族問題大統領全権は、14日にロシアによる違法に実施された「地方選挙」は、クリミア住民の45%が参加し、内クリミア・タタール人は5～6%参加したのみだった旨、また、ロシアによる同民族弾圧の事例を挙げ、同問題は、クリミアが解放されるまで解決しえない旨発言。
- ・24日、日本政府は、対露追加制裁を発表。25日、岸田外相は、ロシアからの武器や戦闘員の流入及び越境攻撃に加え、8月下旬以降、露軍のウクライナ領への進入により、東部情勢が更に悪化、停戦合意以降も武装勢力が勢力を拡大、露軍が依然として東部に駐留していると考えられることから、同措置をとることとした旨発言。
- ・25日、国連総会において、G7外相・EU代表は、ウクライナ・ロシア情勢を受け、露軍のウクライナ領からの撤退等のコミットメントを満たすべき、ウクライナ経済回復のために支援するとの内容を含む共同声明を发出。

2. 経済

▼経済情勢全般

- ・22日、中央銀行は、外国為替市場のキャッシュ・セグメントにおける外貨の需要を減らすため、一人当たりの外貨販売を一日3,000フリヴニャ相当に制限する決議を採択した旨発表。
- ・23日、シュラパーク財務相は、国内通貨フリヴニャの価値が13.0～13.5フリヴニャ/米ドルで安定することを期待し

ている旨、また、ポロシェンコ大統領が中央銀行に対し、他の銀行や輸出業者と協力して現在の市場を安定化させるよう指示を行った旨発言。

・25日、EU代表部は、4月にEUがウクライナ製品のために市場を開放したことが肯定的に作用し、ウクライナのEUに対する輸出が本年1～6月において前年同時期比25%増加した旨発表。

▼財政支援

・22日、トゥック世銀副総裁は、ウクライナに対する開発政策融資(DPL)の一部として、本年末までに5億米ドルの2回目のディスバースメントを提供することが可能であろうが、これにはウクライナ政府側の懸命な作業が必要である旨言及。

・25日、ヤツェニューク首相は、費用がかさむ東部での戦闘のため、ウクライナはIMFとの融資プログラムを見直す必要が生じている旨、当初、このスタンバイ合意は平和的な状況が前提であったが、現在は戦争状態にあり、状況の違いを考慮する必要がある旨発言。

▼エネルギー情勢

・23日、フローダン・エネルギー・石炭産業相は、南アフリカより560万トンの石炭を購入する予定である、既に第一回目の貨物船が南アフリカからウクライナに向かっている旨発言。

・24日、国営企業「キエフエネルギー」は、キエフにある重工業関係の企業や工場への計画停電を開始。この停電は2時間以上続かないが、今後は一般家庭の計画停電も検討しており、これらの計画停電は石炭火力発電所での石炭不足によるものである旨発言。

▼東部情勢

・22日、UNOCHAは、東部での戦闘中に659の公共施設、1,230の住宅及び178の事務所を含む約2,000の施設が損傷を受け、ドネツク州の70%以上の企業が営業を停止し、再開が困難な状況にあり、また、ドンバス地域のインフラの損害額は4億4,000万ドルに達している旨報告。

▼その他

・22日、世界鉄鋼協会は、本年8月期のウクライナにおける粗鋼の生産量が昨年同時期比で37%減少し、177万トンであった旨発表。

・24日、ハシェフ国家原子力規制院第一副長官は、チェル

ノブイリ4号機の新シェルター建設完了のため現在6億2,000万ユーロが不足しているが、ロンドンでのドナー国との交渉は順調であり、今後必要な資金が得られるだろう旨発言。

3. 防衛

・20日、クチマ元大統領は、ミンスクで開催されたコンタクト・グループにおける覚書には、双方から15km、すなわち30kmの緩衝地帯を創設することが含まれている旨発言。また国家安全保障・国防会議報道官は、緩衝地帯創設が同日から開始されるが、露軍の撤退があった場合のみウクライナ軍の撤退も可能である旨発言。

・22日、ポロシェンコ大統領は、ドンバスにおいて反テロ作戦の開始からウクライナ軍の装備品の65%が破壊されている、戦闘能力回復のために多くの軍事装備品が毎日送られている旨発言。また、防衛力を強化する必要があり、近い将来、防衛・安全保障分野改革の概念が提示される旨発言。

・23日、国家安全保障・国防会議報道官は、露軍はウクライナとの国境付近において軍の再配置及びローテーションを実施、また露領の国境付近において戦闘機を準備している旨発言。

・24日、ポロシェンコ大統領は、8月28日に非公開で実施された国家安全保障・国防会議による「ウクライナの保護及び防衛力強化のための緊急措置に関する決定」を発効する大統領令に署名。内閣に対し、非同盟政策の廃止法案の作成、露との国境の一時的閉鎖、軍事・安全保障関連製品の輸入税免除、軍人給料の増額、反テロ作戦殉職家族への住居提供等を指示、また国防省に対し、ウクルオボロンプロム国営企業とNATOとの協力促進、反テロ作戦への徴兵投入の禁止及び参加徴兵の即時撤退、航空医療部隊の創設等を指示。

・26日、リンチンスキー国防次官は、10月10日までに全ての兵士に冬用装備品を配給する旨発言。

(了)